第十八条の十五の三第六項中「第二十五条の十三第十四項第一号」を「第二十五条の十三第十五項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二十五条の十三第九項第二号（同条第十項」を「第二十五条の十三第十項第二号（同条第十一項」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第九項第二号」を「第二十五条の十三第十項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「第二十五条の十三第九項第一号（同条第十項」を「第二十五条の十三第十項第一号」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第九項第一号」を「第二十五条の十三第十項第一号」に改め、同項第三号中「法第三十七条の十四第五項第三号に規定する非課税管理勘定をいう。以下この条（第五項第三号を除く。）から第十八条の十五の七まで及び第十八条の十五の九において同じ。）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座簡易開設届出書（以下第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において「非課税口座簡易開設届出書」という。）に記載すべき同号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該非課税口座簡易開設届出書の提出をする者の氏名、生年月日、住所及び個人番号（施行令第二十五条の十三第二十二項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所）

二　当該非課税口座簡易開設届出書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三　法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約又は同項第四号に規定する非課税累積投資契約に基づき当該口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされている上場株式等の法第九条の八各号に掲げる配当等に係る配当所得及び当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について同条及び法第三十七条の十四第一項から第四項までの規定の適用を受ける旨

四　当該非課税口座簡易開設届出書の提出年月日

五　当該非課税口座に設定をしようとする勘定の種類

六　法第三十七条の十四第五項第六号に規定する勘定設定期間（以下この条及び第十八条の十五の八第一項において「勘定設定期間」という。）として同号イ(2)及びロに掲げる期間（平成三十六年一月一日以後に当該非課税口座簡易開設届出書の提出をする場合には、同号ロに掲げる期間）

七　その他参考となるべき事項

4　施行令第二十五条の十三第八項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十五条の十三第八項第二号の書類（次号及び第十八条の十五の八において「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」という。）の提出（同項第二号に規定する提出をいう。次号において同じ。）をする者の氏名、生年月日及び住所

二　当該特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三　当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定（法第三十七条の十四第五項第三号に規定する非課税管理勘定をいう。以下この条（第七項第三号を除く。）から第十八条の十五の七まで及び第十八条の十五の九において同じ。）に係る非課税口座内上場株式等を施行令第二十五条の十三第八項第二号に規定する特定口座以外の他の保管口座に移管することを依頼する旨

四　当該移管しようとする非課税口座内上場株式等の種類、銘柄及び数若しくは持分の割合又は価額

五　その他参考となるべき事項

5　施行令第二十五条の十三第八項第二号に規定する財務省令で定めるものは、第十八条の十二第一項第二号イに掲げる署名用電子証明書及び同号ロに掲げる情報が記録された同項に規定する電磁的記録とする。

第十八条の十五の四第一項第一号中「勘定の変更又は」を「氏名若しくは住所の変更をした者又は勘定の変更若しくは」に改め、同条第三項第一号中「応じ、」を「応じ」に改め、同号ロ中「前項第一号」を「同項第一号」に改め、同項第二号中「又は非課税口座廃止通知書」を「若しくは非課税口座廃止通知書又は非課税口座簡易開設届出書」に、「前条第九項第二号イ」を「前条第十二項第二号イ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　施行令第二十五条の十三の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、第十八条の十二第四項に規定する書類（同項第一号に掲げる書類を除く。）のうち、非課税口座異動届出書を提出する者の変更前の氏名又は住所の記載がある書類とする。

第十八条の十五の五第二号中「又は非課税口座廃止通知書」を「若しくは非課税口座廃止通知書又は非課税口座簡易開設届出書」に、「第十八条の十五の三第九項第二号イ」を「第十八条の十五の三第十二項第二号イ」に改める。

第十八条の十五の八第一項第二号中「非課税口座開設届出書」の下に「、非課税口座簡易開設届出書」を加え、「非課税口座内上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書」を「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」に、「第二十五条の十三第十五項第二号」を「第二十五条の十三第十六項第二号」に改め、同項第三号中「第二十五条の十三第二十一項」を「第二十五条の十三第二十三項」に改め、同条第二項中「第十三項、第十六項、第十九項若しくは第二十一項」を「第十一項、第十七項、第二十項、第二十三項若しくは第二十五項」に改め、同条第三項中「非課税口座開設届出書」の下に「、非課税口座簡易開設届出書」を加え、「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」に、「第二十五条の十三第十四項第二号」を「第二十五条の十三第十五項第二号」に改め、同条第四項中「非課税口座開設届出書」の下に「、非課税口座簡易開設届出書」を加え、「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」に改める。

第十八条の十五の九第二項中「第三十七条の十四第二十六項」を「第三十七条の十四第三十項」に改め、同項第二号中「の次」を「並びに非課税口座簡易開設届出書の次」に改め、同号イ中「同条第二十四項」を「同条第二十八項」に改め、同号ロ中「係る非課税適用確認書等」の下に「又は非課税口座簡易開設届出書」を、「整理番号」の下に「又は同条第十二項の規定により提供を受けた整理番号」を加え、同項第四号中「第二十五条の十三第十一項各号（同条第十八項」を「第二十五条の十三第十二項各号（同条第二十項」に、「同条第十一項各号」を「同条第十二項各号」に改め、同項第七号中「第二十五条の十三第十一項各号」を「第二十五条の十三第十二項各号」に改める。

第十八条の十五の十第二項第一号中「第十八条の十五の三第十一項各号」を「第十八条の十五の三第十四項各号」に、「第十七項において準用する第十八条の十五の三第十七項」を「施行令第二十五条の十三の八第二十項」に、「第二十五条の十三第二十項」を「第二十五条の十三第二十二項」に改め、同条第二十一項中「第二十五条の十三の八第二十六項」を「第二十五条の十三の八第二十九項」に、「第二十五条の十三の八第二十四項」を「第二十五条の十三の八第二十七項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第二十五条の十三の八第十九項」を「第二十五条の十三の八第二十二項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第十一項から第十三項まで」を「第十四項から第十六項まで」に、「、第十七項」を「、第十九項」に、「第十八項、第十九項（第二号に限る。）、第二十二項及び第二十九項から第三十二項まで」を「第二十一項、第二十二項（第二号に限る。）、第二十五項及び第三十五項から第三十八項まで」に、「第二十五条の十三の八第十七項」を「第二十五条の十三の八第二十項」に、「第二十八項、第三十二項」を「第二十二項、第二十四項、第二十五項、第二十八項、第三十項